

プロポーザル実施要領

第1 募集事項

1 委託業務名

首都圏の若者を対象とした東北との関係づくり創出事業

2 事業目的

東北地方の人口減少は全国に先んじて進んでおり、深刻な問題となっている。総務省が発表した住民基本台帳に基づく人口動態調査（2024年1月1日現在）によると、2023年と2022年を比較し、東北地方の全6県で人口が前年より減少した。減少率としても1%を宮城県以外の5県で超え、秋田県が1.83%と全国で最も高く、次いで青森県、岩手県となっている。

本市の状況としても、2年連続で人口減少となっている。人口減少には、さまざまな要因がある中で、若者・特に女性の転出の問題が大きい。20～24歳の転出入の状況をみると、2018年から2023年の過去6年間で毎年1200人～1800人程度が東京圏へ転出している。

このような状況から、本事業では、首都圏の若者をターゲットに、首都圏にいても、引き続き仙台・東北と関係人口として関わりを持ち続ける施策を展開する。また、仙台・東北と関わりがない層に対しても、接点をつくることで、仙台・東北への訪問やふるさと納税の促進、ゆくゆくは移住といった、長期的な関係づくりを事業実施の目的とする。

3 提案上限金額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

5 業務内容

別紙「首都圏の若者を対象とした東北との関係づくり創出事業 仕様書」のとおり

第2 応募資格等

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- （1）仙台市内に本店または支店（支社）があること。
- （2）委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- （3）事業実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- （4）有資格業者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。

- (5) 地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (7) 仙台市税の滞納がないこと。

第 3 スケジュール

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和 7 年 4 月 25 日（金） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和 7 年 5 月 2 日（金）正午 |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答 | 令和 7 年 5 月 8 日（木） |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和 7 年 5 月 13 日（火）正午 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和 7 年 5 月 20 日（火）正午 |
| (6) 企画提案書の選考（※書面審査） | 令和 7 年 5 月 26 日（月）まで |
| (7) 企画提案書の選考（※プレゼンテーション審査） | 令和 7 年 5 月 30 日（金）10：00～ |
| (8) 企画提案書の選考結果の通知（予定） | 令和 7 年 6 月 3 日（火）～ |
| (9) 契約締結及び業務開始 | 令和 7 年 6 月上旬 |
- ※ 書面審査は、提案事業者 4 社以上の場合に実施する。
- ※ プレゼンテーション審査は、対面による実施を予定。
- ※ プレゼン 10 分、質疑応答 5 分、入替 5 分

第 4 応募手続

1 応募にあたっての質問及び回答

- (1) 受付期限
令和 7 年 4 月 25 日（金）正午
- (2) 受付方法
 - ① 質問項目を質問票（様式第 1 号）に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等の電子メール以外での提出は認めない。
 - ② 電子メールの題名の最初に、「首都圏の若者を対象とした東北との関係づくり創出事業」と明記すること。
 - ③ 電子メール送信後、電話で仙台市文化観光局東北連携推進室にメール着信を確認すること。
- (3) 提出先・問い合わせ先
「6 提出先・問い合わせ先」のとおり。
- (4) 回答方法
回答は、令和 7 年 5 月 8 日（木）に仙台市ホームページへ掲載する。

2 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式第 2 号） 1 部

② (※1) 類似業務受注実績(様式第3号) 4部

- ・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
- ・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

③ 会社概要 1部

④ 市税の滞納がないことの証明書 1部

※ 「市税の滞納がないことの証明書」は各区役所税務会計課、総合支所税務住民課の窓口にて申請すること。提出日前30日以内に交付を受けたものに限る。

(2) 提出期限

令和7年5月13日(火) 正午必着

(3) 提出方法

郵送(書留郵便)または持参。なお、(※1) 類似業務受注実績については、電子ファイル(PDF形式)も提出すること。いずれも上記提出期限を厳守するよう注意すること。なお、共同企業体で参加する場合にあたっては、参加する事業者すべて(1) 提出書類の③、④を提出すること。

(4) 提出先・問い合わせ先

「6 提出先・問い合わせ先」のとおり。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 応募申込書(様式第4号) 1部

② (※2) 企画提案書 4部

(任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き12ページ以内、カラー印刷も可。※見積書含む)

(2) 提出期限

令和7年5月20日(火) 正午 必着

(3) 提出方法

郵送(書留郵便)または持参。なお、(※2) 企画提案書については、電子ファイル(PDF形式)も提出すること。いずれも上記提出期限を厳守するよう注意すること。

4 企画提案書の構成について

企画提案書は、以下のとおり作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名(所属、職、氏名)」「連絡先(電話番号及びFAX番号、メールアドレス)」を記載すること

(2) 目次

(3) 与件の整理

事業の趣旨、目的、内容の理解と課題の整理

(4) 事業の実施体制

- ・人数や各業務における担当者の役割など、事業の実施体制を記載すること

- ・過去の実績について記載すること

(5) 業務の全体計画

- ① 業務全体の流れ・基本方針（フロー図等を用いて）
- ② 業務実施のスケジュール

(6) 業務内容別の説明

- ① 仙台・東北の魅力動画作成
 - ・キーパーソンに関する動画の作成について、仕様書に適するキーパーソンの候補を具体的に記載すること
 - ・また、動画で発信する内容について具体的に記載すること
 - ・仙台・東北の食や観光、ふるさと納税に関する動画について、どのように作成を行うか具体的に記載すること
- ② ワークショップの開催
 - ・ワークショップの開催時期、タイムテーブル等実施する内容を具体的に記載すること
 - ・ワークショップの参加者募集の手法について具体的に記載すること
- ③ 実施結果の分析及び報告書の作成
 - ・実施結果の分析及び報告書の作成
 - ・実施結果分析の方針や手法について具体的に記載すること
- ④ 独自提案
 - ・より効果的な事業となるよう、仕様書に記載の「考慮する目標数値及び目指す指標」の達成に向けた独自提案について具体的に記載すること

(7) 見積書

- ① 本業務に対する見積書（消費税及び地方消費税の額を含む）
- ② 上記（5）業務内容別に区分し、さらに取組みごとに金額を記載すること

5 企画提案書作成に関する留意点

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出及び再提出は認めない。
- (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に使用する言語は日本語とする。

6 提出先・問い合わせ先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1 仙台市役所本庁舎 4 階
仙台市文化観光局東北連携推進室 松本・熊谷
電話番号 022-214-8482 メールアドレス bun008620@city.sendai.jp

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

仙台市が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

なお、提案事業者が多数の場合は、書面審査を実施し、審査委員会に参加する事業者を選定する。

2 審査委員会での企画提案書の選考

(1) 実施日

令和7年5月30日（金） 10：00から（予定）

(2) 実施会場

仙台市役所本庁舎4階 文化観光局第一会議室（仙台市青葉区国分町3-7-1）

(3) 実施方法

- ① 出席者は1提案につき3名以内とする。
- ② 1応募者あたりの持ち時間は、20分以内（説明10分、質疑応答5分、入れ替え5分）とし、仙台市が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
- ③ 事前に提出された書類のみに基づいてプレゼンテーションを行うこと。

3 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。なお、(1)については提案内容を総合的に判断することとする。

(1) 本業務に関する取り組み（配点 10 点）

- ① 本業務の目的が理解できているか、目的達成のための基本方針がわかりやすく記載されているか
- ② 実施体制（人員、経験等）、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的かつ確実に遂行できるものであるか

(2) 仙台・東北の魅力動画作成（配点 35 点）

- ① キーパーソンの動画作成において、キーパーソンの候補者の選定が魅力的で、ワークショップの来訪につながるものか
- ② キーパーソンの動画で発信する内容、動画作成手法が具体的に記載されているか
- ③ 仙台・東北の食や観光、ふるさと納税に関する動画について、作成手法が具体的に記載されており、内容が魅力的か

(3) ワークショップの開催（配点 30 点）

- ① ワークショップの開催に関するタイムテーブル等、実施する内容が具体的に記載されており、参加者にとって東北来訪意欲の向上、東北との関係継続を狙うことができる内容か
- ② ワークショップの参加者募集の手法について、個別具体的に記載されているか

(4) 独自提案（配点 15 点）

- ・ より効果的な事業となるよう、仕様書に記載の指標の達成に向けた取り組みが具体的に記載されているか

(5) 実施結果の分析及び報告書の作成（配点 5 点）

- ・ 実施結果の分析として、具体的に記載されており、設定した指標の達成が可能か

(6) 見積額の妥当性（配点 5 点）

- ・ 提案内容と見積書の整合性がとれており、合理的なものか
- ・ 業務内容別に区分し、取組みごとにきちんと精査されているか

4 受託候補者の決定通知

- (1) 審査結果については、全提出者に対して書面にて通知する。
- (2) 提案書を特定（決定）されなかった者は、通知した日から 7 日以内に非特定理由についての説明を求めることができる。非特定理由についての説明は、上記の求めの日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く）に電子メールで回答する。

第 6 その他

- (1) 第 5 により選定した業務委託候補者と業務内容について調整し、契約金額を確定した後に委託契約を締結する。
- (2) 委託費の支払いは完了払とする（業務完了後、検査を経て受託者の請求に基づき支払うものとする）。ただし、受注者は、特段の事情がある場合に、本市と協議のうえ、分割して請求できるものとする。
- (3) 本事業は、内閣府の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）」を活用するため、参加者に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費は対象外経費となるため注意すること。